

公益社団法人被害者サポートセンターおかやま事業規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（以下「センター」という。）の目的を達成するために行う支援活動に関する必要な事項を定める。

- 2 本規程に定めのないものは犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

(支援活動)

第2条 本センターの支援活動は、次のとおりとする。

- (1) 電話及び面接相談に関すること
 - (2) 直接的な支援に関すること（犯罪行為の発生後速やかに、かつ継続的に、犯罪被害者等に対し、物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により援助を行うことを含む。）
 - (3) 自助グループへの支援に関すること
 - (4) 犯罪被害者等給付金の申請補助に関すること
- 2 当センターの行う支援活動は、無償とする。

(支援活動の対象)

第3条 本活動の対象は、原則として岡山県内に居住する犯罪被害者等（法第2条第4項に規定する犯罪被害等以外の犯罪一般による被害に係る被害者及び遺族又は家族を含む。）又は、その他支援活動が必要と認められる者（以下「支援対象者」という。）とする。

- 2 本活動に当たっては、支援対象者が未成年者の場合は、可能な限り保護者の同意を得て行うものとする。

(支援活動の要請受理)

第4条 支援対象者から、第2条に定める支援活動の要請があった場合には、支援活動要請受理簿（様式第1号）に必要事項を記載し、受理番号を付与する。

(支援活動に従事しようとする者の要件)

第5条 第2条に定める支援活動に従事しようとする者〔規則第1条第2項第2号ロに規定する犯罪被害相談員、同号ハに規定する犯罪被害者等給付金申請補助員（以下「申請補助員」という。）、同号ニに規定する犯罪被害者直接支援員（以下「直接支援員」という。）、及び自助グループへの支援活動に従事しようとする者（以下「自助グループ支援員」という。）〕（以下「支援員」という。）は、次の要件を満たす者でなければならない。

- (1) センターの役員、又は職員であって、年齢25歳以上の者
- (2) 人格及び行動について、社会的信望を有する者
- (3) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有する者
- (4) 生活が安定している者
- (5) 健康で活動力を有する者

(犯罪被害相談員の要件)

第6条 犯罪被害相談員になろうとする者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第2条第4項に規定する犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上の者
- (2) 犯罪被害者等早期援助団体(岡山県公安委員会から指定を受けた後のセンターを含む。)において、犯罪被害相談員の業務を補助した期間が通算しておおむね3年以上の者
- (3) 弁護士、精神科医、臨床心理士等で犯罪被害等に関する相談に関し、前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者のうち代表理事が認定した者

(申請補助員の要件)

第7条 申請補助員になろうとする者は、第2条第4号の支援活動に従事しようとする者で次のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者

(支援員の任命及び任期)

第8条 支援員は、代表理事が、センターの研修委員会の議決を経て任命する。

2 支援員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(支援員の職務)

第9条 支援員は、第2条に定められた支援活動のほか、センターの行う事業に自主的に参加するものとする。

2 支援員は、センターの支援員の養成等に関する規程第9条に定める継続研修を受講しなければならない。

(支援員の証票)

第10条 支援員は、支援活動に従事するに当たっては、センターの発行する身分を示す証票(様式第2号)(以下「証票」という。)を常時携帯し、関係者から請求があったときは、速やかにこれを提示するとともに、適正な取り扱いに努めなければならない。

2 支援員は、証票を亡失又は紛失したときは、速やかに代表理事に届け出るとともに、証票再交付申請書(様式第3号)により再交付申請を行わなければならない。また、支援員の身分を失ったとき、又は再交付を受けた後に当該証票を発見したときは、速やかに代表理事に返納しなければならない。

3 支援員は、証票を他人に貸与してはならない。

4 センターの組織及び業務分掌に関する規程第2条に定める総括責任者(以下「総括責任者」という。)は、証票を発行し、又は返納されたときは、証票管理簿(様式第4号)により、適正な管理に努めなければならない。

(支援員の解任)

第11条 支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 役員、支援員又は援助事業に従事する職員たるにふさわしくない非行のあったとき。

(4) 規則第4条第3号又は第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(支援員の補助)

第12条 総括責任者は、必要があると認める場合にはセンターの支援員の養成等に関する規程第6条で認定した補助員（以下「補助員」という。）に、支援員が行う支援活動の補助に当たらせることができる。

2 補助員には、センターの支援員の遵守事項に関する規程を準用するものとする。

3 支援員は、自己の責任の下、常に補助員の言動を監視し、補助員に不適切な対応があった場合、即時修正できる対応を行うこととする。

(支援員に対する指導及び助言)

第13条 総括責任者及びセンターの組織及び業務分掌に関する規程第2条に定める支援活動責任者（以下「支援活動責任者」という。）は、支援員に対し、弁護士、精神科医、臨床心理士等の犯罪被害者支援に関する専門的知識及び技能を有する者の指導及び助言並びにメンタルケア等のスーパーバイズの運用に努めることとする。

(支援活動の不提供)

第14条 支援対象者が、次の各号に該当する場合は、総括責任者の承認を得て支援活動を行わないものとする。

(1) 集団又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。

(2) 暴行、脅迫、侮辱など当該犯罪を誘発する行為があったとき。

(3) 当該犯罪を認容する行為があったとき。

(4) 対象者又はその関係者の素行、言動等により被疑者等への報復の可能性が認められるとき。

(5) 特定の団体又はグループで活動しているとき。

(6) 犯罪行為を行うなど、支援活動を行うことが適切でないと認められるとき。

(苦情等の措置)

第15条 支援活動に関して、支援対象者その他関係者より苦情の申し出があった場合には、センターの事務処理規程第10条（苦情等の措置）を準用する。

第2章 電話相談活動

(定義)

第16条 電話相談活動とは、センターの相談専用電話により、電話相談活動に従事する犯罪被害相談員もしくは補助員（以下「電話相談員」という。）が支援対象者等からの相談に応じる活動をいう。

(電話相談日)

第17条 電話相談を行う日時は、原則として、年末年始や、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎週月曜日から土曜日までの午前10時から午後4時までとする。

(相談専用電話)

第18条 電話相談活動は、センターの事務所内に設置する電話相談室において、次の相談専

用電話を使用して行う。

専用電話番号 市外局番 0 8 6 2 2 3 局 5 5 6 2 番

(電話相談要領)

- 第 19 条 電話相談員は、相談受理の都度、電話・面接等相談票（様式第 5 号）（以下「相談票」という。）に当該相談内容、対応・措置及び処理結果等を記録し、受理番号を付与するとともに、支援活動責任者を通じ、総括責任者に報告の上、センターの情報管理規程の定めるところにより、適正に関係資料等を保管しなければならない。
- 2 電話相談員は、相談内容に関し他の電話相談員に引き継ぐ必要がある場合には、その旨を相談票に記録し、確実な引き継ぎを行わなければならない。
 - 3 電話相談員は、相談に当たっては、親切、丁寧な対応に努めなければならない。

第 3 章 面接相談活動

(定義)

- 第 20 条 面接相談活動とは、原則としてセンターの事務所内に設置する面接相談室（以下「面接相談室」という。）において、面接相談活動に従事する犯罪被害相談員もしくは補助員（以下「面接相談員」という。）が支援対象者等からの相談に応じる活動をいう。

(面接相談日)

- 第 21 条 面接相談を行う日時は、原則として、年末年始や、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎週月曜日から土曜日までの午前 10 時から午後 4 時までとする。

(面接相談要領)

- 第 22 条 支援員が、支援対象者又は支援対象者の依頼を受けた者（以下「支援要請者」という。）からの面接相談の要請を受理した場合は、速やかに相談票（様式第 5 号）を作成し、支援活動責任者を通じ、総括責任者に報告しなければならない。又、関係機関及び団体等から犯罪被害等に関する面接相談の要請を受理した場合においても相談票を作成すること。
- 2 前項の報告を受理した支援活動責任者は、速やかに面接相談員を指名するものとする。
 - 3 面接相談は、原則として面接相談室において実施するものとするが、当該相談室において実施することが適当でない場合は、支援活動責任者の指示により面接場所を変更することができる。この場合、可能な限り補助員を同行させること。
 - 4 前項により、面接場所の使用料等必要な経費が生じたときは、センターが負担する。
 - 5 面接相談員は、相談受理の都度、相談票に当該内容、対応・措置及び処理結果等を記録し支援活動責任者を通じ、総括責任者に報告の上、センターの情報管理規程の定めるところにより、適正に関係資料等を保管しなければならない。
 - 6 面接相談員は、相談内容に関し、他の面接相談員に引き継ぐ必要がある場合には、その旨を相談票に記録し、確実な引き継ぎを行わなければならない。
 - 7 面接相談員は、必要に応じ、支援対象者に対し、次の情報を提供するものとする。
 - (1) 刑事手続や少年審判手続の概要、警察・検察庁・裁判所等の被害者支援制度の概要。
 - (2) 「おかやま被害者支援ネットワーク」加盟の機関・団体、及び自助グループ等に関する

こと。

(3) 犯罪被害者等給付金制度に関すること。

(4) 以上のほか、犯罪被害等を早期に軽減するとともに支援対象者が再び平穏な生活を営むことができるようになるために必要な情報。

8 面接相談員は、相談に当たっては、親切、丁寧な対応に努めなければならない。

(面接相談の継続・終了)

第23条 面接相談員は、支援対象者が面接相談の継続実施を希望するときは、支援活動責任者の指示を受け、相談を継続して行うものとする。

2 面接相談員は、次に該当する場合は、支援活動責任者に報告の上、総括責任者の承認を得て、面接相談を終了することができる。

(1) 面接相談を継続する必要がないと認められる場合で、支援対象者の同意を得たとき。

(2) 支援対象者の同意を得て、相談内容の処理結果を他の関係機関・団体等に引き継ぐとき。

第4章 直接的支援活動

(定義)

第24条 直接的支援活動とは、被害直後の早い時期に支援要請者等の要請により、日常生活の支援、マスコミ対応、病院・警察・検察庁・裁判所等との連絡調整や付き添い支援等を行うとともに、時間の経過とともに生じるさまざまなニーズに対応し、公営住宅等の確保、雇用等の斡旋、引っ越し、生活資金の確保、精神科医の紹介等の支援を行い、もって、支援対象者の抱える問題や精神的苦悩を軽減するとともに支援対象者が再び平穏な生活を営むことができるようになるために必要な活動をいう。

(直接的支援活動の区域)

第25条 直接的支援活動の区域は、原則として岡山県内とする。

(直接的支援活動実施要領)

第26条 直接支援員は、支援要請者等からの直接的支援活動の要請を受理した場合は、直接的支援要請受理票(様式第6号)を作成し、支援活動責任者を通じ、速やかに総括責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受理した総括責任者は、速やかに支援の可否を決定し、支援活動を行う場合には、支援活動責任者により、直接支援員を指名させるものとする。

3 支援活動責任者は、直接支援員が支援活動に当たる場合は、2人以上の複数(1人は可能な限り、犯罪被害相談員とする。)での支援活動及び安全の確保に配慮するものとする。

4 直接支援員は、支援活動修了の都度速やかに直接的支援活動報告書(様式第7号)により活動の状況について支援活動責任者を通じ、総括責任者に報告するものとする。

5 直接支援員は、支援活動に当たっては、親切、丁寧な対応に努めなければならない。

(危機介入等の支援活動)

第27条 直接支援員は、支援活動責任者の指導監督の下、支援要請者等の要請により、次に掲げる危機介入等の支援活動を行うものとする。

(1) 日常生活の支援

被害後間もない支援対象者に対しては、身の回りの世話、買い物、支援対象者の希望先への連絡等を行う。

(2) マスコミ対応

必要に応じてマスコミへの対応・折衝（取材の整理やコメント作成の補助等）を行う。

(3) 医療機関等への手配と付き添い等

医療機関等での診察や治療等が必要であると認められる支援対象者に対しては、医療機関等への連絡、手配及び付き添い等を行う。

(4) 警察・検察庁への付き添い等

警察への被害届等の提出や被害者連絡制度の利用又は警察官から事情聴取を受ける場合、被害者等通知制度の利用や検察官から事情聴取を受けたり公判に関する打合せを行う場合等に、警察・検察庁との連絡調整や付き添い等を行う。ただし、事情聴取の付き添いは、警察や検察庁から特に認められたときに行うこととする。

(5) 裁判所への付き添い等

支援対象者が、証人、被害者参加人等として出廷したり、公判を傍聴する場合に、検察庁・裁判所と連絡調整の上、優先傍聴席の確保、遺影の持ち込み、公判記録の謄写、証人の遮へい・ビデオリンク等、意見陳述のサポート、付き添い、代理傍聴等を行う。

(6) その他の公務所等への付き添い等

第3号から第5号のほか、LA岡山、法テラス、被害者精通弁護士、岡山県女性相談所その他の公務所又は支援対象者の希望する場所との連絡調整や付き添い等については、支援活動責任者の指示により行う。

(7) 情報の提供

直接支援員は、必要に応じ、支援対象者に対し、第22条第7項各号に定める情報を提供するものとする。

(8) 物品の供与又は貸与等

ア 支援対象者に対し、物品の供与又は貸与を行う場合は、その必要性を検討の上、支援活動責任者の承認を得て行う。

イ 支援対象者に対し、物品の供与又は貸与を行う場合は、物品供与・貸与簿（様式第8号）に必要事項を記載する。

ウ 支援対象者に対し、供与又は貸与する物品は、防犯ブザー及び着替え用衣服等とする。

(9) 公営住宅等の確保、雇用等の確保等の経済的支援等

支援対象者のニーズに対し、支援活動責任者の指示により、行政機関等の担当者との連絡・調整を図りながら、公営住宅等の確保、雇用等の確保、引っ越し等、生活資金の確保等の支援を行う。

(10) 精神科医の紹介等

トラウマやPTSDに苦しんでいる支援対象者が希望する場合は、支援活動責任者の指示により、精神科医の紹介、付き添いを行うとともに、経済的に困難な支援対象者には、診察・治療費、通院交通費等の一部を支給する。

(11) その他

以上のほか、支援対象者のニーズに対応し、支援活動責任者の指示により、支援対象者の被害の軽減と支援対象者が再び平穏な生活を営むことができるようになるために必要な活動を行う。

2 直接支援員は、次に該当する場合は、支援活動責任者に報告のうえ、総括責任者の承認を得て、直接的支援活動を終了することができる。

(1) 直接的支援活動を継続する必要がないと認められる場合で、支援対象者の同意を得たとき。

(2) 支援対象者の同意を得て、直接的支援活動を他の関係機関・団体等に引き継ぐとき。

第5章 自助グループへの支援活動

(定義)

第28条 自助グループへの支援活動とは、自助グループへの支援などを行い、もって、支援対象者の抱える問題や精神的苦悩を軽減するとともに支援対象者が再び平穏な生活を営むことができるようになるために必要な活動をいう。

(自助グループへの支援活動の実施)

第29条 自助グループ支援員は、支援活動修了の都度速やかに自助グループへの支援活動報告書(様式第9号)により活動の状況について、支援活動責任者を通じ、総括責任者に報告するものとする。

2 自助グループ支援員は、支援活動に当たっては、親切、丁寧な対応に努めなければならない。

第6章 犯罪被害者等給付金申請補助活動

(定義)

第30条 犯罪被害者等給付金申請補助活動(以下「補助活動」という。)とは、支援対象者が法に基づき犯罪被害者等給付金の支給を受けるために行う裁定の申請の補助及びこれに付随する活動をいう。

(補助活動の対象)

第31条 補助活動の対象者(以下「補助対象者」という。)は、岡山県内に居住する法第2条第3項に定める犯罪被害者とする。

(補助活動要領)

第32条 申請補助員は、補助対象者からの要請を受理した場合は、給付金申請補助要請受理票(様式第6号)を作成し、支援活動責任者を通じ、総括責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受理した支援活動責任者は、補助活動を行う場合には、申請補助員を指名するものとする。

3 補助活動は、原則としてセンターの面接相談室で実施するものとするが、当該相談室において実施することが適当でない場合は、支援活動責任者の指示により補助活動の場所を変更することができる。この場合、可能な限り補助者等を同行させること。

- 4 前項により、補助活動の場所の使用料等必要な経費が生じたときは、センターが負担する。
- 5 申請補助員は、補助活動を行ったときは申請補助活動報告書(様式第10号)に記録し、支援活動責任者を通じ、総括責任者に報告しなければならない。
- 6 補助活動を行う日時は、第17条を準用する。
- 7 申請補助員は、補助活動に当たっては、親切、丁寧な対応に努めなければならない。

第7章 事業報告等

(事業報告等)

第33条 代表理事は、事業年度毎の事業計画・収支予算、及び事業報告・収支決算について、定款第32条及び第34条の規定に基づき、岡山県知事に報告するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第34条 本規程に定めのない事項については、代表理事が理事会の議決を経て別に定めるものとする。

(規定の改廃)

第35条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 本規程は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 面接相談活動は、当分の間、次の各号に該当する場合に行う。
 - (1) 電話相談員が、電話相談の結果、面接相談が必要であると判断したとき。
 - (2) 「おかやま被害者支援ネットワーク」の加盟団体から面接相談を要請されたとき。
- 3 本規程第17条の改正規程は、平成20年4月1日に遡って施行する。
- 4 本規程の改正規程は、平成21年8月12日から施行する。ただし、第10条に係る施行期日は、法第23条に基づき岡山県公安委員会の指定を受けた日からとする。
- 5 本規程の改正は、平成22年1月12日から施行する。
- 6 本規程の改正は、平成22年10月12日から施行する。
- 7 本規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。